

令和7年度(2025年度)千葉市食品衛生監視指導計画(案)の概要

1 策定の趣旨

千葉市では、食品衛生法第24条及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)」の規定に基づき、毎年度、監視指導計画を策定しています。策定にあたっては、同法第70条の規定により、計画案の公表とパブリックコメント手続を実施し、市民や食品等事業者の皆様からの意見を考慮の上、策定します。

2 計画の基本方針

皆様が安心して食生活を送ることができるよう、食品等の生産、製造、流通の状況、食品衛生上の問題や食中毒の発生状況を考慮し、食品等取扱施設への立入検査や食品等の試験検査のほか、食品衛生の確保を図る上で必要な事項について定めています。

3 計画(案)の項目

計画案は以下の項目により構成しており、保健所及び環境保健研究所が実施する食品等取扱施設への立入検査や食品等の試験検査の具体的な内容と、数値目標を定めています。

また、食品等事業者による自主的な衛生管理の普及推進事業や、市民への食品に関する情報提供などを推進し、市民の皆様の食の安全・安心の確保を図ります。

- 1 計画の趣旨
- 2 実施期間
- 3 対象施設
- 4 実施体制
- 5 食品等取扱施設の監視指導
- 6 食品等の試験検査
- 7 食中毒防止対策
- 8 食中毒等健康危害発生時の対応
- 9 市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換
- 10 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進
- 11 食品衛生に携わる人材の養成及び資質の向上
- 12 監視指導実績等の公表